

佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（案）

社団法人佐久医師会（以下「甲」という。）と佐久市立国保浅間総合病院（以下「乙」という。）と長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院（以下「丙」という。）とは、丙の再構築に関し、長野県健康福祉部長桑島昭文、佐久市長柳田清二及び長野県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長盛岡正博を立会人として次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙の再構築計画における（仮称）基幹医療センターと（仮称）地域医療センター（佐久総合病院本院）の整備により変化する地域の医療体制に対応するため、甲、乙及び丙それぞれが有する医療機能を相互に効果的に発揮しながら医療連携することにより、地域完結型の安定的な医療供給体制の構築と地域住民の健康維持増進に寄与することを目的とする。

（（仮称）基幹医療センターの機能等）

第2条 丙が再構築計画において新設を計画する（仮称）基幹医療センターは、急性期医療・専門医療・3次等高次救急医療を担う紹介型病院とし、医療法（昭和23年法律第205号）第4条の規定による地域医療支援病院を目指すものとする。

2 丙は、（仮称）基幹医療センターが地域医療支援病院としての役割を果たすよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、（仮称）基幹医療センターが地域医療支援病院としての要件を満たすよう協力するものとする。

（連携事項）

第3条 甲、乙及び丙は、地域における安定的な医療供給に資するため及び（仮称）基幹医療センターが前条の規定に基づき地域医療支援病院として機能するため、次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

- (1) 患者の紹介・逆紹介に関する事。
- (2) 前号を促進するための各種診療情報の共有化に関する事。
- (3) 医療用施設・設備・機器等の共同利用に関する事。
- (4) カンファレンス、研修会等の合同開催に関する事。
- (5) 医師等職員の相互派遣に関する事。
- (6) 救急患者の診療及び収容等、救急医療の機能分担に関する事。
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要と認められる事。

(連携の実施)

- 第4条 前条各号に掲げる連携については、甲、乙及び丙の間で協議のうえ、実施可能な事項から逐次実施していくものとする。
- 2 連携を実効性あるものとするため又は(仮称)基幹医療センターの運営計画に反映させるため、丙は、佐久市の設置する佐久市医療体制等連絡懇話会(以下「懇話会」という。)において、連携の実績その他必要な事項について報告するものとする。
- 3 前項の報告において、甲、乙及び丙は、連携に必要な情報を相互に提供しあうものとする。

(再構築計画による施設整備等)

- 第5条 丙は、(仮称)基幹医療センターを佐久総合病院基幹医療センター運営基本計画(案)概要版(平成22年3月に説明したもので、別添のもの。以下「運営基本計画概要版」という。)に基づき整備するものとする。
- 2 丙は、運営基本計画概要版を変更しようとするとき又は(仮称)地域医療センター(佐久総合病院本院)運営基本計画を作成しようとするとき若しくは変更しようとするときは、懇話会において内容を説明し、懇話会の意見を最大限尊重するとともに、地元説明会を開催する等地元の理解を得るよう努めるものとする。

(住民への広報活動等)

- 第6条 甲、乙及び丙は、行政と協力し、地域の医療連携について、相互に共通の認識を持って積極的に住民に広報し、住民の理解を得るよう努めるものとする。

(信義則)

- 第7条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行しなければならない。

(その他)

- 第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書6通を作成し、甲乙丙及び立会人がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 長野県佐久市原569-7
社団法人佐久医師会
会長 坂戸 政彦

乙 長野県佐久市岩村田1862-1
佐久市立国保浅間総合病院
病院事業管理者 村島 隆太郎

丙 長野県佐久市臼田197
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院
院長 伊澤 敏

立会人

長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県健康福祉部
健康福祉部長 桑島 昭文

長野県佐久市中込3056
佐久市
佐久市長 柳田 清二

長野県長野市大字南長野北石堂町1177-3
長野県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長 盛岡 正博